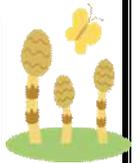


浜長保険センター安全だより(4月)

平成 31 年 4 月 9 日
浜長保険センター 第 29 号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



春風の心地よい季節、躍動感がある春を迎えました。春の風物詩、4月6日(土)、姫路城三の丸広場で開催された観桜会を見学されたでしょうか？
朝夕はまだ肌寒い日々が続いていますが、皆様には、ご健康でますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。



新年度は、幼稚園児の通園、小中高校生の通学、新社会人の通勤、人事異動に伴う転勤など人の流れと共に交通情勢も変化します。例年、4月6日から15日までの10日間、「春の全国交通安全運動」が実施されますが、今年は4年に一度の統一地方選挙が実施されるため5月11日(土)から20日(月)までの10日間に繰り下げられています。

問 安全運動の目的は何か？

答 交通ルールの遵守と交通マナーの実践、交通環境の改善などにより事故防止を図ることを目的としています。「交通ルール遵守」について、交通ルールを理解していなければ遵守できません。また、交通情勢の変化に応じて交通ルールも改正されますので、改正された交通ルールも理解して交通の場で実践する必要があります。

要するに交通ルールは事故防止に役立つ指南書と位置付けられます。

問 改正された交通ルールのうち、自転車に関するものはどんなことか？

答 以前に説明した内容と重なりますが、もう一度、自転車通行に関することを説明します。

1 自転車は車の仲間であり、原則として車道の左側を走行しなければなりません。

通行可でない場合に歩道を通行すれば、「通行区分違反」(3月以下の懲役又は5万円以下の罰金)に該当します。しかし、交通ルール上、次の場合は歩道を通行することができます。

ア 自転車通行可の道路標識がある場合

イ 運転者が13歳未満又は70歳以上の場合又は身体障害を有する者である場合

ウ 安全のためやむを得ない場合

- ①車道が狭く車の横を通行するのが困難な場合
- ②自動車の交通量が著しく多い場合
- ③車道に路上駐車車両があり、車道が狭くなっている場合
- ④道路工事などにより車道の左側通行が困難な場合

2 歩道を通行する場合

ア 歩道の中央から車道寄りの部分を通行する。

イ 歩行者の通行を妨げるようなときは、ベルを鳴らさず一時停止又は徐行する。

3 自転車運転者講習制度(受講の義務化) 2015年6月1日施行

ア 自転車が通行区分違反、信号無視、酒酔い運転など14の危険行為とする違反を3年以内に2回以上繰り返した場合、公安委員会が実施する自転車運転者講習を受けなければなりません。

(講習の所要時間3時間以内、手数料5,700円)

イ 受講しなかった場合～5万円以下の罰金

自転車運転者講習の対象となる危険行為の例



■ブレーキ不良自転車運転 ■歩道通行時の通行方法違反



問 取組み重点とその理由は何か？

答 子どもと高齢者の安全な通行確保と高齢運転者の交通事故防止、自転車の安全利用の推進など4点です。その理由として①高齢者の交通事故死者数が死者数全体の半数を占めている。②自転車側に法令違反があり、重大な交通事故が後を絶たない。③後部座席シートベルトの着用率・チャイルドシート使用率が低調。④重大事故の原因となる飲酒運転が後を絶たないそうです。
夜間走行時は、ハイビーム活用、横断歩道での歩行者優先、スマホ等の使用禁止を徹底しましょう。

